

「機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱」並びに
「実施細則」の改正について

1 改正の趣旨

- (1) 対象者を日整会員以外にも拡大する。
- (2) 機能訓練指導員協会（仮称）を設立し、すべての機能訓練指導員職種を対象とした「主任機能訓練指導員（仮称）」認定制度を策定するまでの繋ぎの仕組みとして位置づける。

2 主な改正点

- (1) 非会員も機能訓練指導員認定柔道整復師として認定するための所要の改正。
- (2) 会員と非会員との差別化を図るため、受講料を、日整会員は1万円、その他を3万円としたこと。
- (3) 認定の更新制の廃止。
- (4) 「主任機能訓練指導員（仮称）」認定制度の創設に合わせ、当該資格に移行させる前提で、機能訓練指導員認定柔道整復師の認定の有効期限を、「主任機能訓練指導員（仮称）」認定制度が創設されてから3年後としたこと。
- (5) 家族会員等受講者に対し、一定の条件の下で、機能訓練指導員認定柔道整復師の認定をすることとしたこと。

3 実施期日

平成30年7月1日。

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱

公益社団法人 日本柔道整復師会

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本柔道整復師会(以下「日整」という。)が認定する機能訓練指導員認定柔道整復師(以下「認定柔道整復師」という。)は、この要綱の定めるところにより認定を行うものとし、以て認定柔道整復師の質を担保する。

(機能訓練指導員認定柔道整復師講習会等)

第2条 日整は、認定柔道整復師の認定に当たり、機能訓練指導員認定柔道整復師講習会(以下「認定講習会」という。)を次のとおり実施する。

- 一 認定講習会は、都道府県柔道整復師会(以下「県柔整師会」という。)が開催を希望する場合、当該柔整師会(以下「開催柔整師会」という。)の責任の下、開催及び運営をすることとする。
- 二 開催柔整師会は、受講者から別に定める受講料を徴することができる。
- 三 認定講習会に係る経費は、講師となる日整からの派遣者の旅費等を除き、前号に定める受講料により支弁することとし、受講料の収入を超える支出については、開催柔整師会が負担する。

(認定講習会の受講資格)

第3条 認定講習会の受講資格は、柔道整復師の免許を取得している者とする。

(認定証の交付等)

第4条 日整会長は、認定講習会を修了した柔道整復師を、機能訓練指導員認定柔道整復師(以下「認定柔道整復師」という。)として認定し、認定証及び携帯用認定証を交付する。

- 2 認定証等の交付に係る費用は、受講料から支弁するものとし、その単価は別に定める。

(資格の認定期間)

第5条 認定柔道整復師の資格の有効期限は、特に設けない。ただし、認定柔道整復師の資格に代わる新たな資格が創設された場合は、当該資格が創設された日から起算して3年後の応当日を有効期限とする。

(家族会員等受講者の認定)

第6条 改正前の要綱第6条第2項の規定により講習会の修了証を交付されている家族会員等が、別に定める学習単位を10単位以上取得している場合は、第4条第1項の定めにかかわらず、認定柔道整復師として認定し、認定証及び携帯用認定証を交付する。ただし、その交付に係る費用は、第4条第2項を適用しない。

(認定証の再発行)

第7条 認定証等を紛失又は棄損した認定柔道整復師は、県柔整師会会長を経由し、別に定める様式に記載し、必要書類及び所定の費用を添えて日整会長に申請すること。

- 2 日整会長は前項の申請があったときは申請のあった認定証等を再交付する。

(資格の喪失)

第8条 次の各号に該当する場合は認定柔道整復師の資格を失う。

- 一 認定柔道整復師が死亡した場合。
- 二 認定柔道整復師が柔道整復師の資格を失った場合。
- 三 第5条に定める有効期限を超えた場合。

(資格喪失後の認定証等の返却)

第9条 前条の各号のいずれかに該当した場合は、当人又はその関係者は、認定証及び携帯用認定証を県柔整師会会長に返却しなければならない。

(資格の相続・譲渡の禁止)

第10条 認定柔道整復師資格の相続あるいは譲渡はできない。

(要綱の変更)

第11条 この要綱の改正は日整理事会の議決を経て、日整会長が承認するものとする。

第12条 この要綱の実施に当たり、本要綱並びに実施細則に定めのない事項については、日整理事会の承認を経て決定する。

(附 則)

この要綱は平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月5日理事会決定)

(施行期日)

第1条 改正後の要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の要綱に基づき取得した認定柔道整復師の認定資格及びその取得日は、改正後の要綱に基づく認定資格の取得及び取得日とみなし、その有効期限は、改正後の要綱第5条を適用する。

第3条 改正前の要綱第6条第2項に該当する家族会員等が、改正後の要綱の施行期日を起算日として3年前の応当日から改正後の要綱の施行期日の前日までに平成26年12月1日に施行した改正前の実施細則第8条に規定する学習単位数を10単位以上取得している場合は、改正後の要綱第4条第1項及び第6条の定めにかかわらず、改正後の要綱の施行期日を以て、改正後の要綱に基づく認定柔道整復師の認定資格の取得があったものとみなし、認定証及び携帯用認定証を交付する。ただし、その交付に係る費用は、第4条第2項を適用しない。

実施細則

第1条 機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する開催柔整師会が、同条に規定する認定講習会を開催するときの手順は、次の各号のとおりとする。

- 一 開催柔整師会は、認定講習会の6ヶ月前までに公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という。）に連絡し、開催に関する調整を行う。
- 二 開催柔整師会は、会場及び講師等の手配を行う。
- 三 開催柔整師会は、認定講習会の4ヶ月前までに日整に対し、様式第1号を以て認定講習会の実施に関する理事会の承認を申請する。
- 四 日整は、前号の申請について理事会で議決された後、認定講習会の実施内容を、都道府県柔道整復師会（以下「県柔整師会」という。）に通知するとともに、日整のホームページに掲載する。
- 五 開催柔整師会は、前号の議決後、認定講習会の開催に関し、適宜の方法で周知を行うとともに、主体となって認定講習会を実施する。

第2条 開催柔整師会は、原則として次のカリキュラムに従って認定講習会を実施する。

（第1日目）

- 13:30～13:50 開会・オリエンテーション
- 13:50～15:20 介護保険制度における柔道整復師の役割※
- 15:20～15:30 休憩
- 15:30～17:00 運動指導のリスク1（90分）
- 17:00～17:10 休憩
- 17:10～18:40 運動指導のリスク2（90分）
- 18:40～18:50 1日目ディスカッション

（第2日目）

- 09:30～10:40 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の機能訓練指導（70分）※
- 10:40～10:50 休憩
- 10:50～12:00 介護保険制度における要介護者等の機能訓練指導（70分）※
- 12:00～12:40 昼食
- 12:40～14:10 認知症サポーター養成講座（90分）
- 14:10～14:20 休憩
- 14:20～15:30 個別機能訓練計画書論（70分）※
- 15:30～15:50 総合ディスカッション・閉会

2 前項に定めるカリキュラムの講師については、※が付された科目を除き、開催柔整師会が選定する。なお、※が付された科目は、日整からの派遣者が担当する。

3 外部講師の講師料に対する受講料からの支弁は、一日に複数講義を行った場合でも一人一日当たり5万円を上限とする。ただし、交通費を除く。

第3条 要綱第2条第2号に規定する別に定める受講料は、日整会員を1万円とし、日整会員以外の者を3万円とする。

第4条 認定講習会の受講を希望する柔道整復師は、開催柔整師会が定める手続きに従うとともに様式第2号の申込書を以て開催柔整師会に受講の申し込みを行うこと。なお、当該申込書には、貼付した顔写真と同じ顔写真の裏面に氏名を記したものを1枚添付すること。

- 2 受講を許可された柔道整復師は、認定講習会初日に、開催柔整師会が指定する書類等を持参すること。
- 3 開催柔整師会は、認定講習会の修了者を、様式第3号を以て、日整会長に報告すること。

第5条 認定講習会の受講の申し込みがあり、受講料の納入が完了したものの、受講しなかった場合又は修了しなかった場合は、原則として受講料を返還しない。

第6条 要綱第4条第2項に規定する別に定める単価は、次の各号のとおりとする。なお、要綱第7条第1項に規定する別に定める費用も同様とする。

- | | | |
|---|----------------|------|
| 一 | 認定証1部当たり | 700円 |
| 二 | 携帯用認定証1部当たり | 800円 |
| 三 | 介護予防ステッカー1部当たり | 700円 |
- 2 認定講習会で使用するテキストの単価は、3,500円とする。

第7条 次条第2号に定めるフォローアップ講習は、予め日整に届け出た上で県柔整師会が開催すること。

第8条 要綱第6条に規定する別に定める学習単位は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------|------|
| 一 | 認定講習会 | 10単位 |
| 二 | フォローアップ講習 | 10単位 |
| 三 | 県柔整師会独自講座（介護関連講習） | 5単位 |
| 四 | 日本柔道整復接骨医学会学会 | 5単位 |
| 五 | 日整ブロック学術大会 | 5単位 |
| 六 | 県柔整師会主催学会・学術講習会 | 5単位 |

第9条 要綱第7条第1項に規定する別に定める様式は、様式第4号とする。

- 2 再発行申請者は前項の様式に所定の事項を記入し、第6条に定める費用を郵便切手に代えて添え、日整会長宛に申請する。
- 3 携帯用認定証の再交付の場合は、更に所定のサイズ（縦28mm×横21mm）の顔写真（裏面に氏名を記したものを）を添付する。

第10条 この実施細則に定めのない事項については、日整理事会の議決による。

（附 則）

この細則は平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成30年6月5日理事会決定）

（施行期日）

第1条 改正後の実施細則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この実施細則の施行期日を起算日として3年前の応当日からこの実施細則の施行期日の前日までに実施された改正前の実施細則第8条第3号の規定に基づくフォローアップ講習の単位数は、同条同号の規定にかかわらず、すべて10単位とする。

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

新	旧
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という。）が認定する機能訓練指導員認定柔道整復師（以下「認定柔道整復師」という。）は、この要綱の定めるところにより認定を行うものとし、もって認定柔道整復師の質を担保する。</p> <p>(機能訓練指導員認定柔道整復師講習会等)</p> <p>第2条 日整は、認定柔道整復師の認定に当たり、機能訓練指導員認定柔道整復師講習会（以下「認定講習会」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>一 <u>認定講習会は、都道府県柔道整復師会（以下「県柔整師会」という。）が開催を希望する場合、当該柔整師会（以下「開催柔整師会」という。）の責任の下、開催及び運営をすることとする。</u></p> <p>二 <u>開催柔整師会は、受講者から別に定める受講料を徴することができる。</u></p> <p>三 <u>認定講習会に係る経費は、講師となる日整からの派遣者の旅費等を除き、前号に定める受講料により支弁することとし、受講料の収入を超える支出については、開催柔整師会が負担する。</u></p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という）が認定する機能訓練指導員認定柔道整復師（以下、「認定柔道整復師」という）は、この要綱の定めるところにより認定<u>及び認定資格の更新</u>を行うものとし、もって認定柔道整復師の質を担保する。</p> <p>(<u>介護予防</u>・機能訓練指導員認定柔道整復師講習会等)</p> <p>第2条 日整は認定柔道整復師の認定に当たり、<u>介護予防</u>・機能訓練指導員認定柔道整復師講習会（以下、「認定講習会」という）を次のとおり実施する。</p> <p>1) <u>開催を希望する都道府県公益社団法人柔道整復師会（以下都道府県（公社）とする。一般社団も含む）（ブロック単位も可）の責任の下、開催運営することとする。</u></p> <p>2) <u>受講料は10,000円とする。</u></p> <p>3) <u>運動指導のリスク等の講演を担当する外部講師の派遣費用（交通旅費・日当）は会費充当とする。</u></p> <p>2 <u>日整は認定柔道整復師資格の更新に資する目的で、日整主催学術大会（以下、「ブロック学術大会」という）において「介護保険と柔道整復師」のタイトルにて各ブロックで年1回以上、次のとおり実施する。</u></p> <p>1) <u>派遣する介護対策課員の費用（交通旅費、宿泊等）は日整負担とする。</u></p> <p>2) <u>ブロック学術大会で提供されるスライド等の資料に基づい</u></p>

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p>(認定講習会の受講資格)</p> <p>第3条 認定講習会の受講資格は、<u>柔道整復師の免許を取得している者とする。</u></p> <p>(認定証の交付等)</p> <p>第4条 <u>日整会長は、認定講習会を修了した柔道整復師を、機能訓練指導員認定柔道整復師（以下「認定柔道整復師」という。）として認定し、認定証及び携帯用認定証を交付する。</u></p> <p><u>2 認定証等の交付に係る費用は、受講料から支弁するものとし、その単価は別に定める。</u></p> <p><削除></p>	<p><u>て、都道府県会長が任命したものが、各地区（都道府県（公社）を含む）で開催するフォローアップ講習会の講師を務めることができる。</u></p> <p><u>3) スライド等提供資料はブロック学術大会終了後にブロック所属県事務所に日整事務局より送付する。</u></p> <p>(認定講習会等の受講資格等)</p> <p>第3条 <u>日整が実施する認定講習会の受講資格は本会会員とする。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず会員の開設する施術所に従事する柔道整復師（以下、「家族会員等」という）の受講を認める。</u></p> <p>(認定、認定証等の交付)</p> <p>第4条 <u>本会会員で認定講習会を受講し所定の講習を修了した者を、日整会長が認定柔道整復師として認定する。</u></p> <p>(認定登録管理費用について)</p> <p>第5条 <u>本会会員で認定講習会を受講し所定の講習を修了した者は、日整データ管理室にて更新単位の管理及び更新時の通知を行う。この費用については認定講習会受講費用より充当する。</u></p> <p><u>(認定証及び携帯用認定書交付について)</u></p>
--	--

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p><削除></p> <p>(資格の認定期間)</p> <p>第5条 認定柔道整復師の資格の有効期限は、特に設けない。ただし、認定柔道整復師の資格に代わる新たな資格が創設された場合は、当該資格が創設された日から起算して3年後の応当日を有効期限とする。</p> <p><削除></p>	<p><u>第6条 第4条の規定による認定柔道整復師には日整会長が認定証及び携帯用認定証を交付する。</u></p> <p><u>2 第3条の2に規定する家族会員等が認定講習会を受講し所定の講習を修了したときは、日整会長は認定柔道整復師の認定はせず講習会の修了証を交付する。</u></p> <p><u>(資格喪失後の再認定)</u></p> <p><u>第7条 第16条の規定によって認定柔道整復師資格を失った者の再認定は認定講習会の再受講を条件とする。</u></p> <p><u>2 第17条の規定によって認定柔道整復師資格を失った者で、再度日整会員となった者の認定柔道整復師の再認定は認定講習会の再受講を条件とする。</u></p> <p><u>3 再認定された者には日整会長が第5条に規定する認定証及び携帯用認定証を交付する。</u></p> <p>(資格の認定期間)</p> <p>第8条 認定柔道整復師資格の有効期間は認定後3ヶ年とする。</p> <p><u>(資格の更新)</u></p> <p><u>第9条 第8条に定める認定期間を経過した認定柔道整復師は申請により資格の更新を行うことができる。</u></p>
--	---

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p><削除></p>	<p><u>(認定柔道整復師資格更新の条件)</u> <u>第 10 条 第 9 条に定める更新に必要な単位は別に定める基準により</u> <u>学習単位を 30 単位以上取得しなければならない。</u> <u>2 都道府県（公社）は認定の更新を推進するべく各種研修会等を実</u> <u>施し単位取得機会を設けなければならない。但し、本規定により認定</u> <u>に充当できる単位数は必要単位数の 1/3 を超えることができない。</u> <u>3 第 2 回目以降の更新に当たっては、更新前の認定期間中に少なく</u> <u>とも 1 回のフォローアップ講習会を受講していなければならない。</u></p>
<p><削除></p>	<p><u>(認定柔道整復師資格更新手続及び更新認定証等の交付)</u> <u>第 11 条 認定柔道整復師は第 9 条の規定による更新に当たり有効期</u> <u>間の終了する前に、別に定める書式により、所属都道府県（公</u> <u>社）の会長を経由して、日整会長に更新申請をしなければならない。</u></p>
<p><削除></p>	<p><u>第 12 条 更新の期日は、年度を 3 期に分けて行う。</u> <u>2 都道府県（公社）会長は、更新期日までに資格の有効期限をむか</u> <u>えた者の更新申請書を取りまとめて日整会長宛てに期の最後の月末</u> <u>までに一括申請する。</u> <u>3 3 ヶ年を経過し新たに認定が更新されるまでの待機空白期間は既</u> <u>存の認定を有効とする。</u></p>
<p><削除></p>	<p><u>第 13 条 更新された認定柔道整復師には日整会長が更新認定証及び</u></p>

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p>(家族会員等受講者の認定)</p> <p>第6条 <u>改正前の要綱第6条第2項の規定により講習会の修了証を交付されている家族会員等が、別に定める学習単位を10単位以上取得している場合は、第4条第1項の定めにかかわらず、認定柔道整復師として認定し、認定証及び携帯用認定証を交付する。ただし、その交付に係る費用は、第4条第2項を適用しない。</u></p> <p>(認定証の再発行)</p> <p>第7条 認定証等を紛失又は棄損した<u>認定柔道整復師は、県柔整師会</u>会長を経由し、別に定める<u>様式</u>に記載し、必要書類及び所定の費用を添えて日整会長に申請する<u>こと。</u></p> <p>2 日整会長は前項の申請があったときは申請のあった認定証等を再交付する。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 次の各号に該当する場合は認定柔道整復師の資格を失う。</p> <p>一 <u>認定柔道整復師が死亡した場合。</u></p> <p>二 <u>認定柔道整復師が柔道整復師の資格を失った場合。</u></p> <p>三 <u>第5条に定める有効期限を超えた場合。</u></p>	<p><u>携帯用認定証を交付する。</u></p> <p>(家族会員等受講者の認定)</p> <p>第14条 <u>第6条の2に規定する修了証を有する家族会員等が日整に入会した場合は入会日をもって、日整会長が認定柔道整復師として認定し、第5条に規定する認定証等を交付する。</u></p> <p>2 <u>前項の認定に当たって第6条の2に規定する修了証取得後3年未満の場合には更新単位の取得を条件としない。但し、修了証取得後3年を経過した場合は入会前の3ヶ年も含め少なくとも1回のフォローアップ講習会を受講していなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の認定柔道整復師資格の有効期間は認定日を起算日とする。</u></p> <p>(認定証の再発行)</p> <p>第15条 認定証等を紛失<u>または棄損したときは都道府県（公社）</u>会長を経由し、別に定める<u>書式（再発行願い）</u>に記載し、必要書類及び所定の費用を添えて日整会長に申請する。</p> <p>2 日整会長は前項の申請があったときは申請のあった認定証等を再交付する。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第16条 次の各号に該当する場合は認定柔道整復師の資格を失う。</p> <p>1) <u>認定柔道整復師が第7条に定める期間内に第9条に規定する所定の単位を取得せず、又は第11条に規定する所定の更新手続きを行わない場合。</u></p>
---	---

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p>(資格喪失後の認定証等の返却)</p> <p>第 9 条 <u>前条の各号のいずれかに該当した場合は、本人又はその関係者は、認定証及び携帯用認定証を県柔整師会会長に返却しなければならない。</u></p> <p>(資格の相続・譲渡の禁止)</p> <p>第 10 条 認定柔道整復師資格の相続あるいは譲渡はできない。</p> <p>(要綱の変更)</p> <p>第 11 条 この要綱の改正は日整理事会の議決を経て、日整会長が承認するものとする。</p> <p>第 12 条 この要綱の実施に当たり、本要綱並びに実施細則に定めのない事項については、日整理事会の承認を経て決定する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 30 年 6 月 5 日理事会決定）</u></p>	<p>2) <u>日整会員</u>の資格を失った場合。</p> <p>(資格喪失後の認定書の返却)</p> <p>第 17 条 <u>日整会員の資格を失った場合は、資格喪失日をもって認定柔道整復師資格を失うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定によって認定柔道整復師資格を失ったものは、認定証等は所属都道府県（公社）会長を経由して日整会長に返却しなければならない。</u></p> <p>(資格の相続・譲渡の禁止)</p> <p>第 18 条 認定柔道整復師資格の相続あるいは譲渡はできない。</p> <p>(要綱の変更)</p> <p>第 19 条 この要綱の改正は日整理事会の議決を経て、日整会長が承認するものとする。</p> <p>第 20 条 この要綱の実施に当たり、本要綱並びに実施細則に定めのない事項については、<u>日整保険部介護対策課が協議し</u>日整理事会の承認を経て決定する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この要綱は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。</p>
--	---

機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱新旧対照表（H30.6.5 現在）

<p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 改正後の要綱は、平成30年7月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>第2条 改正前の要綱に基づき取得した認定柔道整復師の認定資格及びその取得日は、改正後の要綱に基づく認定資格の取得及び取得日とみなし、その有効期限は、改正後の要綱第5条を適用する。</u></p> <p><u>第3条 改正前の要綱第6条第2項に該当する家族会員等が、改正後の要綱の施行期日を起算日として3年前の応当日から改正後の要綱の施行期日の前日までに平成26年12月1日に施行した改正前の実施細則第8条に規定する学習単位数を10単位以上取得している場合は、改正後の要綱第4条第1項及び第6条の定めにかかわらず、改正後の要綱の施行期日を以て、改正後の要綱に基づく認定柔道整復師の認定資格の取得があったものとみなし、認定証及び携帯用認定証を交付する。ただし、その交付に係る費用は、第4条第2項を適用しない。</u></p>	
---	--

実施細則新旧対照表（H30.6.5 現在）

新	旧
<p style="text-align: center;">実施細則</p> <p><u>第1条 機能訓練指導員認定柔道整復師の認定及び更新要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する開催柔整師会が、同条に規定する認定講習会を開催するときの手順は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>一 開催柔整師会は、認定講習会の6ヶ月前までに公益社団法人日本柔道整復師会（以下「日整」という。）に連絡し、開催に関する調整を行う。</u></p> <p><u>二 開催柔整師会は、会場及び講師等の手配を行う。</u></p> <p><u>三 開催柔整師会は、認定講習会の4ヶ月前までに日整に対し、様式第1号を以て認定講習会の実施に関する理事会の承認を申請する。</u></p> <p><u>四 日整は、前号の申請について理事会で議決された後、認定講習会の実施内容を、都道府県柔道整復師会（以下「県柔整師会」という。）に通知するとともに、日整のホームページに掲載する。</u></p> <p><u>五 開催柔整師会は、前号の議決後、認定講習会の開催に関し、適宜の方法で周知を行うとともに、主体となって認定講習会を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">実施細則</p> <p>（新設）</p>

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

第2条 開催柔整師会は、原則として次のカリキュラムに従って認定講習会を実施する。

(第1日目)

13:30～13:50 開会・オリエンテーション
 13:50～15:20 介護保険制度における柔道整復師の役割※
 15:20～15:30 休憩
 15:30～17:00 運動指導のリスク1 (90分)
 17:00～17:10 休憩
 17:10～18:40 運動指導のリスク2 (90分)
 18:40～18:50 1日目ディスカッション

(第2日目)

09:30～10:40 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の機能訓練指導 (70分) ※
 10:40～10:50 休憩
 10:50～12:00 介護保険制度における要介護者等の機能訓練指導 (70分) ※
 12:00～12:40 昼食
 12:40～14:10 認知症サポーター養成講座 (90分)
 14:10～14:20 休憩
 14:20～15:30 個別機能訓練計画書論 (70分) ※
 15:30～15:50 総合ディスカッション・閉会

2 前項に定めるカリキュラムの講師については、※が付された

第1条 要綱第2条に規定する認定講習会の内容は原則として以下のタイムスケジュールに従って実施する。

(1) スケジュール

(第1日目)

13:30～13:50 開会・オリエンテーション (会長挨拶含)
 13:50～15:20 介護保険制度における柔道整復師の役割 (90分)
 15:20～15:30 休憩
 15:30～17:00 運動指導のリスク1 (90分)
 17:00～17:10 休憩
 17:10～18:40 運動指導のリスク2 (90分)
 18:40～18:50 1日目ディスカッション

(第2日目)

09:30～10:40 運動指導の実際 (70分)
 10:40～10:50 休憩
 10:50～12:00 身体能力テストの実際 (70分)
 12:00～12:40 昼食
 12:40～14:10 認知症サポーター養成講座 (90分)
 14:10～14:20 休憩
 14:20～15:30 計画書の考え方と記載例 (70分)
 15:30～15:50 総合ディスカッション・閉会

(2) 上記スケジュール「運動指導のリスク」を担当頂ける専門講師については開催県の責務において選任する。この講師には上記スケジュールに沿い90分の2講義を担

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

<p><u>科目を除き、開催柔整師会が選定する。なお、※が付された科目</u> <u>は、日整からの派遣者が担当する。</u></p> <p><u>3 外部講師の講師料に対する受講料からの支弁は、一日に複数</u> <u>講義を行った場合でも一人一日当たり5万円を上限とする。た</u> <u>だし、交通費を除く。</u></p> <p><u>第3条 要綱第2条第2号に規定する別に定める受講料は、日整</u> <u>会員を1万円とし、日整会員以外の者を3万円とする。</u></p> <p><u>第4条 認定講習会の受講を希望する柔道整復師は、開催柔整師</u> <u>会が定める手続きに従うとともに様式第2号の申込書を以て</u> <u>開催柔整師会に受講の申し込みを行うこと。なお、当該申込</u> <u>書には、貼付した顔写真と同じ顔写真の裏面に氏名を記した</u> <u>ものを1枚添付すること。</u></p> <p><u>2 受講を許可された柔道整復師は、認定講習会初日に、開催柔</u> <u>整師会が指定する書類等を持参すること。</u></p> <p><u>3 開催柔整師会は、認定講習会の修了者を、様式第3号を以て、</u> <u>日整会長に報告すること。</u></p>	<p><u>当出来る講師を開催都道府県の責務にて選任を行う。</u> <u>2 講義を別の方分けて行っていただくことも可能と</u> <u>し、選任する講師の肩書については特段の縛りは設け</u> <u>ないこととする。尚、講師料については1 講義交通費</u> <u>を含め 50,000 円を上限とする。(講師選任出来ない場</u> <u>合には日整に派遣の要請をすることができる。)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第2条 要綱第2条に規定する認定講習会受講の申し込みは以下</u> <u>の要領で行う。</u></p> <p><u>(1) 認定講習会の受講を希望する会員等は当該認定講習会</u> <u>を主催する都道府県(公社)の定める手続きに従って、</u> <u>所属(公社)を通じ当該(公社)会長に受講の申し込み</u> <u>をする。</u></p> <p><u>(2) 受講を許可された会員は認定講習会初日に、所定の書</u> <u>類(受講原簿等)、サイズ(縦 28mm×横 21mm)の顔写真</u> <u>(裏面に氏名を記したもの)を持参する。</u></p> <p><u>(3) 受講を許可された家族会員等は顔写真の持参は不要と</u> <u>する。</u></p>
---	---

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

<p><削除></p>	<p><u>第3条 要綱第2条の2に規定するブロック学術大会で行う「介護保険と柔道整復師」において保険部介護対策課の提供する内容について行う。</u></p>
<p><削除></p>	<p><u>第4条 要綱第2条の2の規定による認定講習会受講の申し込みは以下の要領で行う。</u></p> <p><u>(1) 認定講習会を受講させる会員を有する都道府県（公社）会長は、開催計画に従って所定の日時までには日整会長に受講させる会員の氏名を届け出る。</u></p>
<p><u>第5条 認定講習会の受講の申し込みがあり、受講料の納入が完了したものの、受講しなかった場合又は修了しなかった場合は、原則として受講料を返還しない。</u></p>	<p><u>第5条 要綱第4条に規定する認定講習会を受講し全課程を修了できなかった者は、翌年度に限り補講を受けることができる。なお、補講は以下の手続きにより他の開催地で受講することができる。</u></p> <p><u>(1) 当該受講者は受講した認定講習会を実施した都道府県（公社）を通じ、補講を希望する認定講習会を実施する都道府県（公社）に受講を依頼する。</u></p> <p><u>(2) 本規定による補講修了者の認定申請は認定講習会の補講受講申請を受理した都道府県（公社）会長を経由して行う。</u></p> <p><u>2 講習料は認定講習会の当初受講申請を受理した都道府県（公社）に帰属するものとし、補講にかかる講習料は免除する。</u></p> <p><u>第6条 要綱第5条に規定する認定登録費用は2,000円とする。</u></p>

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

<削除>	(新設)
<p>第6条 要綱第4条第2項に規定する別に定める単価は、次の各号のとおりとする。なお、要綱第7条第1項に規定する別に定める費用も同様とする。</p>	
<p>一 認定証1部当たり 700円</p>	
<p>二 携帯用認定証1部当たり 800円</p>	
<p>三 介護予防ステッカー1部当たり 700円</p>	
<p>2 認定講習会で使用するテキストの単価は、3,500円とする。</p>	<p>第7条 要綱第10条の3及び第14条の2に規定するフォローアップ講習会は<u>以下の内容とし、</u>予め日整に届け出た上で<u>都道府県(公社)</u>が開催する。</p> <p>(1) <u>日整が提供した資料による講習会であること。</u></p> <p>(2) <u>日整が定めた時間数を超えるものであること。</u></p> <p>(3) <u>講師は都道府県(公社)会長が適任であると認めた者であること。</u></p>
<p>第7条 <u>次条第2号に定める</u>フォローアップ講習は、予め日整に届け出た上で<u>県柔整師会</u>が開催する<u>こと。</u></p>	<p>第8条 要綱第10条の4に規定に<u>該当する</u>研修会等及び学習単位数は<u>以下</u>のとおりとする。</p>
<p>第8条 要綱第6条に規定する<u>別に定める</u>学習単位は、<u>次の各号</u>のとおりとする。</p>	<p>(1) <u>本講座受講(機能訓練指導員認定柔道整復師講習)</u> 10単位 <u>但し、初回更新時のみ有効</u></p> <p>(2) <u>日整発行「個別機能訓練マニュアル購入及び自習</u> <u>10単位</u> <u>但し、2回目以降の更新時に限り有効</u></p> <p>(3) <u>各都道府県又は共同開催</u>フォローアップ講習<u>受講</u></p>
<p>一 <u>認定講習会</u> 10単位</p>	
<p>二 <u>フォローアップ講習</u> 10単位</p>	
<p>三 <u>県柔整師会独自講座(介護関連講習)</u> 5単位</p>	
<p>四 <u>日本柔道整復接骨医学会学会</u> 5単位</p>	
<p>五 <u>日整ブロック学術大会</u> 5単位</p>	

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

<p>六 <u>県柔整師会</u>主催学会・学術講習会</p>	<p>5 単位</p>	<p>初回の更新申請者</p>	<p>5 単位</p>
<p>2 回目以降の更新申請者</p>	<p>10 単位</p>	<p>(4) <u>都道府県</u>独自講座 (介護関連講習)</p>	<p>5 単位</p>
<p>(5) <u>日本柔道整復接骨医学会</u>出席</p>	<p>5 単位</p>	<p>(6) <u>日整ブロック</u>開催学会出席</p>	<p>5 単位</p>
<p>(7) <u>都道府県</u>主催学会・学術講習会出席</p>	<p>5 単位</p>	<p>(8) <u>ブロック学術大会「介護保険と柔道整復師」</u>出席</p>	<p>5 単位</p>
<p>5 単位</p>	<p></p>	<p>第 9 条 要綱第 11 条に規定する書式は日整 (介) 様式 2「機能訓練指導員認定柔道整復師認定更新申請書」とする。</p>	<p></p>
<p>2 更新申請者は所定の事項を記入すること。</p>	<p></p>	<p>所定のサイズ (縦 28mm×横 21mm) の顔写真 (裏面に氏名を記したもの) を添えて都道府県 (公社) 会長宛に申請する。</p>	<p></p>
<p>第 10 条 要綱第 15 条に規定する書式は日整 (介) 様式 4「機能訓練指導員認定柔道整復師認定証等再発行願い」とする。</p>	<p></p>	<p>2 再発行申請者は所定の事項を記入し、<u>所定のサイズ (縦 28mm×横 21mm) の顔写真 (裏面に氏名を記したもの) 及び第 6 条に規定する費用を郵便切手に代えて添え、日整会長宛に申請する。</u></p>	<p></p>
<p>3 <u>携帯用認定証の再交付の場合は、更に所定のサイズ (縦 28mm×横 21mm) の顔写真 (裏面に氏名を記したもの) を添付する。</u></p>	<p></p>	<p>(新設)</p>	<p></p>

実施細則新旧対照表 (H30.6.5 現在)

第 10 条 この実施細則に定めのない事項については、日整理事
会の議決による。

<削除>

(附 則)

この細則は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 5 日理事会決定)

(施行期日)

第 1 条 改正後の実施細則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この実施細則の施行期日を起算日として 3 年前の応当日
からこの実施細則の施行期日の前日までに実施された改正前
の実施細則第 8 条第 3 号の規定に基づくフォローアップ講習
の単位数は、同条同号の規定にかかわらず、すべて 10 単位と
する。

第 11 条 要綱第 15 条に規定する費用は以下による。

(1) 認定証	300 円
(2) 修了証	200 円
(3) 携帯用認定証	100 円
(4) 掲載用額	1,500 円
(5) 介護予防シール	300 円

(附 則)

この細則は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。